

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について

1. 下請法違反の自主点検
2. 取適（とりてき）法（「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」の略称）※（令和8年1月1日施行）に関する周知や対応 ※法改正により「下請法」から名称変更
3. 価格転嫁を阻害する商慣習の見直し
4. 最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界（川下事業者）による価格決定の配慮等
5. 「取引適正化及び付加価値向上に向けた自主行動計画」の策定
6. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守徹底

団体・事業者の皆様へのお願い

- 業界団体におかれては、本メッセージを会員企業の皆様に周知・依頼いただくようお願いします。
- また、業界団体から周知・依頼を受けた個々の企業におかれては、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本メッセージの趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願いします。

1 下請法違反の自主点検（下請法の適用対象）

- 独占禁止法における優越的地位の濫用は全ての取引を対象にしている。
- 一方、下請法は適用対象となる範囲を、取引の内容と資本金区分という形式的な区分を設けることで、執行を簡易迅速に行っていくもの。

下請法の適用対象

① 適用取引

製造委託

修理委託

情報成果物
作成委託

役務提供委託

製造委託における「委託」とは、物品の販売等を行う事業者が他の事業者に対し、物品等の規格・品質・性能・形状などを指定して製造（加工を含む）を依頼することをいう。

委託の内容を満たす限り、請負であるか売買であるかといった契約上の形態は問わない。

《下請法の対象となり得る主な取引の想定例》

（基本的な考え方を示したもので、適用対象となるかの判断はケースバイケースとなります。）

- ① 木材加工事業者や流通事業者等が、樹種・径級・材長等を指定して、素材生産者に原木の生産を委託する場合
 - ② プレカット事業者や流通事業者等が、樹種・品目・規格等を指定して（※）、木材加工事業者に製品の加工を委託する場合
- ※カタログ等から指定を行う場合は、通常、下請法の対象にならない。

なお、適用取引においては、令和8年1月1日以降の中小受託取引適正化法により、特定運送委託も新たに類型として追加されることも踏まえ、今後新たに考え方が示される予定。

1 下請法違反の自主点検（下請法の適用対象）

- 独占禁止法における優越的地位の濫用は全ての取引を対象にしている。
- 一方、下請法は適用対象となる範囲を、取引の内容と資本金区分という形式的な区分を設けることで、執行を簡易迅速に行っていくもの。

下請法の適用対象

② 適用基準（製造委託の場合）

	委託事業者		中小受託事業者
資本金区分	資本金3億円超	→	資本金3億円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超3億円以下	→	資本金1千万円以下(個人を含む)
従業員基準	従業員300人超	→	従業員300人以下(個人を含む)

改正により、令和8年1月1日以降は従業員基準が追加され、資本金区分又は従業員基準のどちらかに当てはまる場合には適用基準を満たすこととなる。

1 下請法違反の自主点検（下請法における禁止事項）

- ・ 下請法の適用対象となる取引において、法で定める禁止事項を行っていないか、業界全体での自主点検を実施。
- ・ 違反があった場合には、下請事業者が受けた不利益の早期回復に向けた改善措置を実施。また、公正取引委員会の窓口に対して自発的にその旨申し出た場合、一定の条件下で、その行為についての勧告が行われないこととなる。

■ 下請法における親事業者の禁止事項

① 受領拒否

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否することです。発注の取消し、納期の延期などで納品物を受け取らない場合も、受領拒否に当たります。



② 下請代金の支払い遅延

発注した物品等の受領日から、60日以内で定められている支払期日までに下請代金を支払わないことです。物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払わなければ支払遅延となります。



③ 下請代金の減額

下請事業者に責任がないのに、発注時に決定した下請代金を発注後に減額することです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額に関わらず、あらゆる減額行為が禁止されています。



④ 返品

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することです。不良品などがあった場合には、受領後6か月以内に限り、返品することが認められています。



⑤ 買ったたき

発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めることです。通常支払われる対価とは、同種又は類似品等の市価です。下請代金は、下請事業者と事前に協議の上、定める必要があります。



⑥ 購入・利用強制

下請事業者が発注する物品の品質を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者が指定する物（製品、原材料等）、役務（保険、リース等）を強制して購入、利用させることです。



公正取引委員会パンフレット「知って守って下請法」

その他、⑦報復措置、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済、⑨割引困難な手形の交付、⑩不当な経済上の利益の提供要請、⑪不当な給付内容の変更、やり直しが禁止されています。

下請法の概要や親事業者の禁止事項等は、こちらをご覧ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/shittemamotte.pdf



1 下請法違反の自主点検（チェックシートの活用）

■ 公正取引員会「下請法違反発見チェックシート」の活用

親事業者向けチェックシート

下請取引のコンプライアンス・チェックをしませんか？

令和4年度において公正取引委員会中部事務所の管内で発生した下請法の違反行為を総計すると約1,370件でした。このうち、**特に多く見られた違反行為を4つピックアップしました。**あなたの会社は大丈夫？ このシートを使って、社内チェックをお願いします。

第1位 発注書面の不交付・記載不備（636件）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、必要記載事項を記載した書面を交付しなければなりません。貴社は下請事業者に発注書面を交付していますか。また、その書面には必要記載事項を全て記載していますか。

- ☐ 下請事業者に発注した場合、**直ちに**、発注書面を**交付している**。
- ☐ 発注書面に、下請代金の額・支払期日・支払方法を**記載している**。

わが社は大丈夫かな???
ちょっとチェックしてみよう...



◆関連情報◆

親事業者は、下請事業者に発注した場合、下請事業者の給付、下請代金の支払その他の事項について記載した書面等を作成し、これを2年間保存する義務があります。（参照：下請法第5条）

※公正取引委員会HPから抜粋

詳細はこちらをご覧ください。



https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/checksheet_chubu_oya.pdf

下請け事業者向けチェックシート



こんなお悩み、ありませんか？ もしかして下請法違反かも・・・

注文書は必ず発行してもらえますか？ 約束した日までに代金は全額支払われていますか？ 発注後に値引きを要求されたことはありますか？ 貴社が取引先（発注者）との間で抱えている悩みごと・困りごとは、もしかしたら取引先による下請法違反行為かもしれません。このシートを使って、チェックしてみましょう。

※ 下請法上の親事業者・下請事業者の範囲については、次の図をご覧ください。

- ☐ 取引先は、**労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性**について、価格の交渉の場において**明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いた。**
- ☐ 取引先は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、**価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置いた。**
- ☐ 取引先は、**発注の都度**、直ちに、注文書を**交付していない**（例：納品時に注文書を渡されることがある。）
- ☐ 取引先は、**締切日から30日（1か月）以内に下請代金を全額支払っていない**（例：毎月末日納品締切・翌々月5日支払＝1か月超）
- ☐ 取引先は、「歩引き」、「協力費」、「割引料」、「手数料」などとして、**当社に責任（落ち度）がないのに、下請代金を減じる。**
- ☐ 取引先は、発注後に発注内容を変更した場合、**追加費用が発生したにもかかわらず、その費用を負担しない。**

1つでもチェックが付いた場合には、取引先が下請法に違反している可能性があります。公正取引委員会では下請法に関する疑問・質問にお答えいたします。フリーダイヤル **0120-060-110** をご利用ください。

※公正取引委員会HPから抜粋

詳細はこちらをご覧ください。



https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/checksheet_chubu_shitauke.pdf



団体・事業者の皆様へのお願い

公正取引委員会において、「下請法違反発見チェックシート」を作成・公表しています。これらのチェックシートなども活用しながら、下請法違反の自主点検を実施いただくようお願いします。

2 取適（とりてき）法（令和8年1月1日施行）に関する周知や対応

■ 名称変更（下請法⇒取適（とりてき）法※）以外の主な改正事項 ※「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」の略称

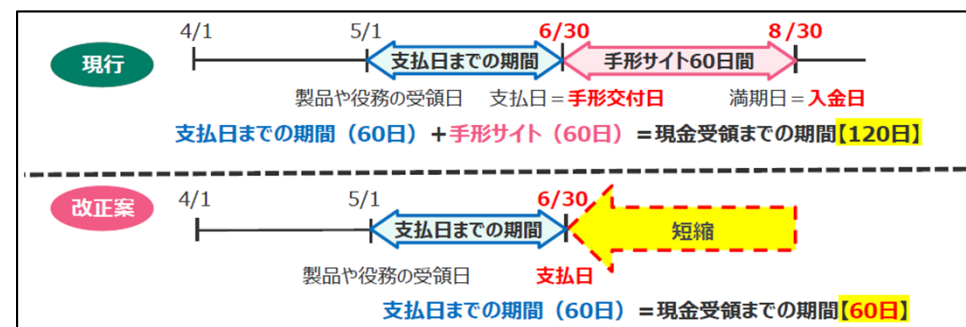
① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

- 中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



② 手形払等の禁止

- 支払い手段として、手形払を認めないこととする。
- 支払期日までに代金相当額（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについて認めないこととする。



公正取引委員会・中小企業庁資料「下請法・下請振興法改正法案の概要」

③ 運送委託の対象取引への追加

- 規制対象となる取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加する。

④ 従業員基準の追加

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設する。

改正の詳細は、こちらをご覧ください。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250311_kakugikettei.html



団体・事業者の皆様へのお願い

取適（とりてき）法（令和8年1月1日施行）の内容について、関係者へ周知いただくとともに、取引適正化の観点から、施行前の自主的な対応をいただくようお願いします。

3 価格転嫁を阻害する商慣習の見直し

- 「長年にわたり広く実施されている」、「不利益が小さく、別の取引で回収可能」等との言い分により、受注者に不利益・不合理でありながら「染みついた商慣習」の見直しを実施。

■ 価格転嫁を阻害する商慣習の見直し

受益者に不利益・不合理でありながら「染みついた商慣習」

本来の責務とは
別途の無償サービスの
提供要請

メリットの不明確な
協賛金、会費等の徴収

根拠・説明なき
代金の減額（歩引き）

代金支払いに伴う
手数料等の受益者負担

等

このうち、下請法の改正に際して、以下のとおり運用を見直し

- 銀行振込手数料等、**決済に伴う手数料の受注者負担は、合意の有無にかかわらず、違反行為（減額）に該当**
- 製造委託において不良品が発生した場合、不良の是正に要した費用を、原因の所在にかかわらず、**一方的に代金から相殺する行為は、違反行為に当たり得る**

これらの商慣習は、下請法の違反行為に当たり得るため、見直しを実施。なお、**下請法の適用対象外となる取引であっても、独占禁止法の対象取引には該当。**

4 川下事業者による価格決定の配慮等

- 最終製品等を消費者に提供する川下事業者において、直接の取引先を超えた、さらに先の取引先まで価格転嫁が可能となるような価格決定等の実施。

■ 住宅業界団体への要請

- 国土交通大臣から住宅業界団体に対し、本趣旨の要請文書を発出（令和7年4月8日付け）

一般社団法人 住宅生産団体連合会 会長 芳井 敬一 殿	国 住 生 第 1 号 令和 7 年 4 月 8 日
国土交通大臣 中野 洋昌 (公印省略)	
価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）	
平素より、国土交通行政の推進及び取引適正化に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。	
さて、我が国経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」ができるか、重要な局面を迎えております。令和7年の春季労使交渉において、33年ぶりの高水準となった昨年の勢いで大幅な賃上げを実現し、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるためには、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが、必要不可欠です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化に繋がる、極めて重要な課題であります。	
価格転嫁・取引適正化を社会全体で進めるためには、幅広い業界で同時並行的に、発注者となる企業が、中核となる事業に関する取引のみならず、受注者との取引全般における適正取引を行うことが必要です。	
こうした中で、令和7年1月16日に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」において、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、石破総理より指示がありました。	
また、1月24日に開催された第7回「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、1月16日の車座における総理指示を具体化するため、関係省庁から所管業界に対して以下6点について要請を行うよう、青木内閣官房副長官から指示がありました。	
つきましては、貴団体におかれは、本要請文を会員企業の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いたしますよう、お願い申し上げます。	
また、各団体から周知・依頼を受けた個々の企業におかれは、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。	

■ 他業界における取組

- トヨタ自動車（株）では、仕入れ先に対し、適正取引の実現に向けたレターを送付（レターだけでなく、ヒアリングも実施）
- あわせて、コスト上昇分等の価格転嫁を積極的に実施

仕入先 各位	2024年7月3日 トヨタ自動車株式会社 調達本部
<u>適正取引の実現に向けて</u>	
拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。	
平素は弊社の諸活動に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。	
さて弊社は、創業以来、クルマづくりを通じて社会に貢献するという理念のもと、開かれた取引関係を基本に、仕入先様と本気・本音のコミュニケーションで知恵を出しあいながら、長期安定的な成長と共存共栄の実現に、一心同体で取り組んでまいりました。	
そのような考え方のもと、近年では政府の掲げる「未来志向型の取引慣行に向けて」の趣旨に添い、適正な取引の推進にも一層努めております。仕入先の皆様とは、これまで個別のコミュニケーションを実施しておりますが、適正取引のより一層の推進のため、今回改めてご連絡させていただきます。	
サプライチェーン全体で、職場環境や働き方改善を含めた人への投資等を浸透させていくことにより、産業全体の魅力を引き上げ、競争力を高めていくことに繋げていきたいと思っておりますので、下記の通りお願いいたします。	
敬具	
(1)	原材料費・エネルギー費・労務費・物流費(荷役費を含む)を始め、諸コストの変動が大きい中、弊社との取引におけるお困り事がございましたら、旧型補給品含め、弊社各担当者までご相談ください。引き続きより一層コミュニケーションを深め、協議させていただきたいと考えております。なお、旧型補給に関しては、同時に展開しているレターもご確認下さい。
(2)	貴社のお取引先に対しても、同様の取り組みを推進いただき、サプライチェーン全体への浸透をお願いいたします。

5 「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画の策定

- ・国において、下請中小企業振興法に基づき、木材業界に関するサプライチェーン全体の取引の適正化等に向けたガイドラインの策定を予定。（2025年度中）
- ・ガイドライン策定後、業界団体において、「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定し、計画の遵守を推進。

■ 自主行動計画の策定・遵守

国

サプライチェーン全体の取引の適正化等に向けたガイドラインを策定（2025年度中）

業界団体

ガイドラインを踏まえて自主行動計画を策定

「取引適正化」及び
「付加価値向上」に向けた
自主行動計画

自主行動計画記載例

- ・取引企業間で十分な協議を行った上での合理的な価格決定
- ・コスト増加時における価格転嫁に向けた協議の場の設定、適切な価格転嫁
- ・代金の現金払い化、手形の廃止など支払い条件の改善 等

事業者

自主行動計画に定める「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた行動を遵守

団体・事業者の皆様へのお願い

業界団体におかれましては、ガイドライン策定後、自主行動計画を策定いただくようお願いします。

また、事業者の皆様におかれましては、自主行動計画に定められた取引適正化等に向けた行動を遵守いただくようお願いします。

6 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守徹底

- ・ 内閣官房及び公正取引委員会において、令和5年11月、労務費の転嫁を進めるための基本的な考え方として事業者が採るべき行動・求められる行動等を取りまとめた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定。

■ 発注者が採るべき主な行動

- ① 転嫁を受け入れる取引方針を、経営トップまで上げて決定。
- ② 受注者から求めがなくとも、定期的な協議の場を設ける。
- ③ 公表資料に基づく根拠資料を、合理的なものとして尊重。
- ④ 受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させる。

■ 受注者が採るべき主な行動

- ① 価格転嫁サポート窓口や下請かけこみ寺等に相談するなど、積極的に情報収集して交渉する。
- ② 根拠資料として、最低賃金上昇率などの公表資料を用いる。
- ③ 価格交渉の申し入れは受注者の交渉力が比較的優位なタイミングを活用して行う。
- ④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示する。

【指針参考資料】

コスト費目別価格交渉フォーマット（例）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添
価格交渉の申込み様式（例）

御見積書
（発注者） 御中
（受注者）
〇年〇月〇日

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日
有効期限

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額 円

内訳

1 原材料価格（原材料費、部品購入費等）

（例）

材料・品番	単価	数量	金額	（備考）旧単価（円）／ 単価上昇率（%）
...				
小計	円			

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

（例）

エネルギー	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	（備考）単価 上昇率（%）
電気代					
...					
小計	円				

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

（例1）

労務費総額	労務費の上昇率 ※法定の支払い義務（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）に最低賃金・奉仕労働交渉調整額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売上比率	金額
円	%	%	円

（例2）

現在の労務費単価 円／人・日	人数 人・日	労務費の上昇率 ※最低賃金・奉仕労働交渉調整額等の上昇率	金額
円	人・日	%	円
小計	円		

4 その他

（例）設備償却費、保管料、輸送費等

小計 円

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」は、こちらをご覧ください。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



団体・事業者の皆様へのお願い

発注者・受注者ともに「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守を徹底いただくようお願いいたします。